

会社法制の現代化

法務省法制審議会・会社法部会は、「会社法制の現代化に関する要綱案」をとおして、現在の商法第2編と有限会社法及び商法特例法を一つの法律（以下「会社法」と仮称する）にまとめて、分かりやすく再編成する作業を進めました。スケジュールとしては、平成17年の通常国会で「会社法」の法案成立を目指し、平成18年4月1日の施行を予定しています。

今回の記事では、「会社法」が一般的な中小企業に与える影響、具体的には有限会社制度が廃止となること、株式譲渡制限会社においては取締役会が任意機関になること、などについて検討してみようと思います。

1. 有限会社はどうなるのか？

「会社法」は、現行の株式会社と有限会社の両会社類型について、これらを統合し1つの会社類型（株式会社）として規律することを予定しています。

「会社法」施行後に設立される会社については、有限会社形態は認められません。ただし、現行の有限会社法に基づき設立された有限会社については、商号中の「有限会社」の文字の使用を含めて、「会社法」施行後も引き続き従前の規律を維持するための所要の経過措置を設けるものとされています。また、「会社法」の全面的な適用を受ける株式会社に移行するための措置も講じられる予定です。

2. 「一般的な中小企業」の機関設計のスリム化が可能に！

株式譲渡制限会社とは、全ての種類の株式が譲渡制限株式である株式会社のことをいいます。株式譲渡制限会社以外の株式会社の機関設計は、基本的に現行の制度（株主総会＋取締役会＋監査役等）をそのまま踏襲するので、取締役会の設置は必須です。しかし、株式譲渡制限会社の場合には、機関設計のスリム化が可能です。株式譲渡制限会社の場合には、株主総会と取締役の設置は必須ですが、取締役会、監査役及び会計参与（仮称）の設置は任意となる予定です。

株式譲渡制限会社の場合には、任意機関が多い分、機関の選択の幅が広がっています。株式譲渡制限会社で大会社以外の機関設計は、株主総会の設置は必須として、取締役、取締役＋監査役、取締役＋監査役＋会計監査人、取締役会＋会計参与、取締役会＋監査役（会）、取締役会＋監査役（会）＋会計監査人、取締役会＋三委員会等＋会計監査人、のパターンが

考えられます。

一方、株式譲渡制限会社で大会社の機関設計は、株主総会の設置は必須として、取締役＋監査役＋会計監査人、取締役会＋監査役（会）＋会計監査人、取締役会＋三委員会等＋会計監査人、のパターンが考えられます。

オーナー経営者の迅速な意思決定及びその実行を重視する場合には、取締役会で合議を諮ってはいはビジネスチャンス逃す可能性が大きい。大会社以外の株式譲渡制限会社の場合には、取締役会の設置を省略した、株主総会＋取締役のシンプルなタイプの方が使い勝手が良いかもしれません。

3. 取締役会を設置しない株式譲渡制限会社の留意点 取締役の資格

「会社法」では取締役の員数を1人で足りるとしてあります（現行法では3人以上）。複数の取締役を設置した場合には、業務執行の意思決定は、原則として取締役の過半数をもって決するものとしています。資格に関しては、定款をもって株主に限ることができるとしてあります。解任手続に関しては、原則として株主総会の普通決議でよいとしています。

取締役の権限

取締役会が任意の機関となったことから、各取締役が原則として、会社の業務執行及び代表権を有します。また、代表取締役の制度を選択することも可能としています。

取締役の任期

取締役の任期は原則として2年（委員会等設置会社では1年）、監査役の任期は原則として4年です。例外的に、取締役や監査役の交代が少ないという現状から、株式譲渡制限株式会社ではこれらの任期を最長10年まで伸長できます。

株主総会

株式譲渡制限会社の株主総会の特徴としては、（1）強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議が可能、（2）株主総会の招集通知は、会日の1週間前（定款で短縮可能）までに発送すれば足りる、（3）株主総会招集通知には会議の目的事項の記載等を要しない、（4）各株主に単独株主権として株主総会における議題提案権が認められる、（5）株主総会招集通知への計算書類及び監査報告書の添付を要しない、等が挙げられます。（担当：恩田正和）